

ひろぎん総合口座取引規定

1.(総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、ひろぎん総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

普通預金

期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、自由満期定期預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)

第2号の定期預金を担保とする当座貸越

- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2.(取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。

3.(定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、自動解約入金方式のものを除き、満期日に前回と同一の期間に自動的に継続します。

ただし、自動継続方式の期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

4.(預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して、この通帳とともに提出してください。ただし、当行がひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は前記の方法によらずにこの預金の払戻し等に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

- (2) 前項の払戻し手続に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを

行いません。

- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5.(預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当行所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6.(当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金への入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.(貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金複数ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額

をこえる金額を支払ってください。

8.(貸越金利息等)

- (1) 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。

この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

E 自由満期定期預金

その自由満期定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率
前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金のいずれの残高が0円となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

- (2) 定期預金を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とします。

9.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10.(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11.(印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行がひろぎんカード規定に定める方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他各種手続の取扱いをした場合、この取扱いにより生じた損害については、同規定によるものとします。

12.(即時支払)

- (1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立、その他これと類する倒産処理手続があったとき

相続の開始があったとき

第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヶ月を経過したとき

住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13.(取引等の制限)

- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する可能性があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は払戻等の預金取引の一部を制限する可能性があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・

在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限できるものとします。

不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁への抵触のおそれが高いと判断した個別の取引

- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

14.(解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条に定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合

この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合

この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

第13条に定める取引の制限等に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません、また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行動
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

- (4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15.(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16.(差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

17.(譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

18.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間

を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19.(災害等による免責)

次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

20.(当行の現金自動預入支払機による定期預金の預入)

- (1) 当行の現金自動預入支払機(以下「当行ATM」という。)において、総合口座通帳内の定期預金の預入ができます。
- (2) 当行ATMで預入可能な定期預金の種類は、スーパー定期(預入期間1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年)または期日指定定期預金(預入期間3年)とします。
- (3) 1回の操作につき預入できる金額は、現金の場合100万円まで、キャッシュカードからの振替(普通預金・貯蓄預金)の場合は、当行所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。

- (4) この規定の定めのない事項は、当行所定の各種預金規定により取扱います。

21.(当行の現金自動預入支払機による定期預金の解約)

- (1) 通帳と同一通帳内の普通預金または貯蓄預金のキャッシュカードを当行ATMに挿入し、暗証の入力により定期預金を解約することができます。
- (2) 当行ATMで解約することのできる定期預金は総合口座通帳内の定期預金に限ります。

なお、当行が解約することのできる定期預金の種類を別に定めたときは、その定めに従うものとします。また、期日指定定期預金を据置期間(1年)満了日から最長預入期限(3年)までの間に解約する場合には、期日指定定期預金規定にかかわらず、解約の1ヶ月前に満期日の指定があったものとして取扱います。

- (3) 解約できる定期預金の上限金額は、1件あたり元金100万円とし、100万円を超える場合にはお取扱いできません。また、1日の取扱限度額は、500万円とします。なお限度額は、予告なしに当行が変更できるものとし、変更した場合は、その定めに従うものとします。
- (4) 定期預金の解約は、お預り番号単位でご指定ください。なお、1回の操作につき1お預り番号のみのお支払いとし、元金の一部のお支払はできません。
- (5) 解約元利金については、元金と利息の合計額から利子税額を控除した差引支払額を当行ATMに挿入されたキャッシュカードの口座(普通預金)に入金します。
- (6) 次の場合は、本取扱はできません。
 - 通帳またはキャッシュカードの紛失もしくは盗難の届出がなされている場合
 - 相続の開始があった場合
 - 破産、民事再生手続開始の申立があった場合、または取引対象の定期預金に(仮)差押がなされた場合
 - 当行の債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合
 - 満期日に自動継続が停止している場合
 - 前各号のほか、解約にあたり特別な手続きを必要とする場合
- (7) 通帳とキャッシュカードが当行ATMに挿入され、入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ解約に応じるものとします。
- (8) この規定に定めのない事項は、当行所定の各種預金規定、ひろぎんカード規定により取扱います。

2.2.(付随する各種取引・サービス)

この預金口座に付随する「各種取引・サービス」の申込があり、この預金口座の名義人の相続の開始を当行が知ったときに「各種取引・サービス」は解約されるものとします。なお、この解約によって生じた損害等については、当行は責を負いません。

以上
(2019.10.1 改正)